

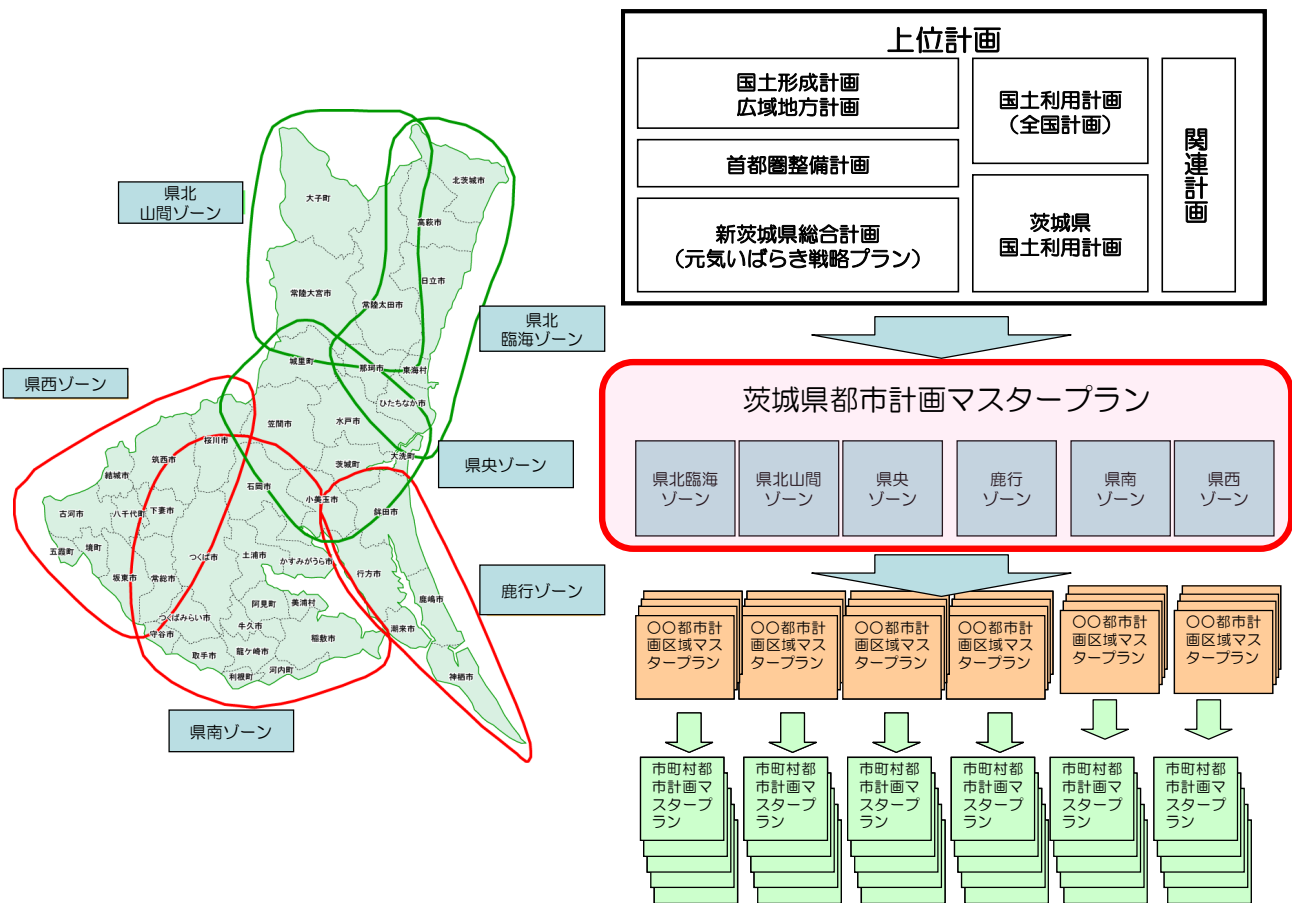
茨城県都市計画 マスタープラン

【概要版】

茨城県土木部
都市局都市計画課

序章 茨城県都市計画マスタープラン*の目的と役割

「茨城県都市計画マスタープラン*」は、首都圏整備計画や新茨城県総合計画などの上位計画や関連諸計画を踏まえ、都市の望ましい将来像やその実現に向けた都市計画に関する基本方針を明らかにするもので、県の「都市計画区域マスタープラン*」や市町村の「市町村都市計画マスタープラン*」を策定する際の指針となるものです。



茨城県都市計画マスタープラン*の「都市づくりの基本理念」及び「将来都市像」については、県の総合計画において概ね20～25年後を展望した「いばらきづくりの基本方向」との整合を図ることから、概ね20年後（2025年度（平成37年度））を目標とします。

また、将来都市像の実現に向けた「都市計画に関する基本方針」は概ね10年後（2015年度（平成27年度））を目標年次とします。

第1章 社会潮流と都市の現状及び課題

本県は、可住地面積*が広く、水資源に恵まれており、また首都東京に近いなどの地理的優位性を生かし、鹿島開発や筑波研究学園都市の建設など国家的プロジェクトの推進と併せ、各地でのニュータウンの建設など計画的な市街地の形成を図ってきました。

また、市街地の良好な生活環境を確保するため、道路や下水道などの都市施設の整備を進めてきたところです。

一方で、県土づくりを取り巻く社会潮流としては、

- ①人口減少と高齢化の進展
- ②地球環境問題への対応
- ③グローバル化の進展
- ④ニーズの多様化
- ⑤市町村の行政区域の広域化
- ⑥厳しい財政状況

などが挙げられ、本県の都市の現状としては、

- ①広い可住地に分散する都市
- ②中心市街地の衰退と郊外開発の進展
- ③充実する広域交通基盤と高い自家用車依存
- ④多様な産業と拠点的な都市圏の形成
- ⑤農地の減少・耕作放棄地*の増大
- ⑥豊富な地域資源
- ⑦都市施設*整備の遅れ

などが挙げられます。

また、上位・関連計画からは、

- ①広域的な地域連携
- ②東アジアとの交流・連携
- ③持続可能な地域の形成
- ④安全で安心な都市づくり
- ⑤美しい国土の管理と継承
- ⑥次世代の育成

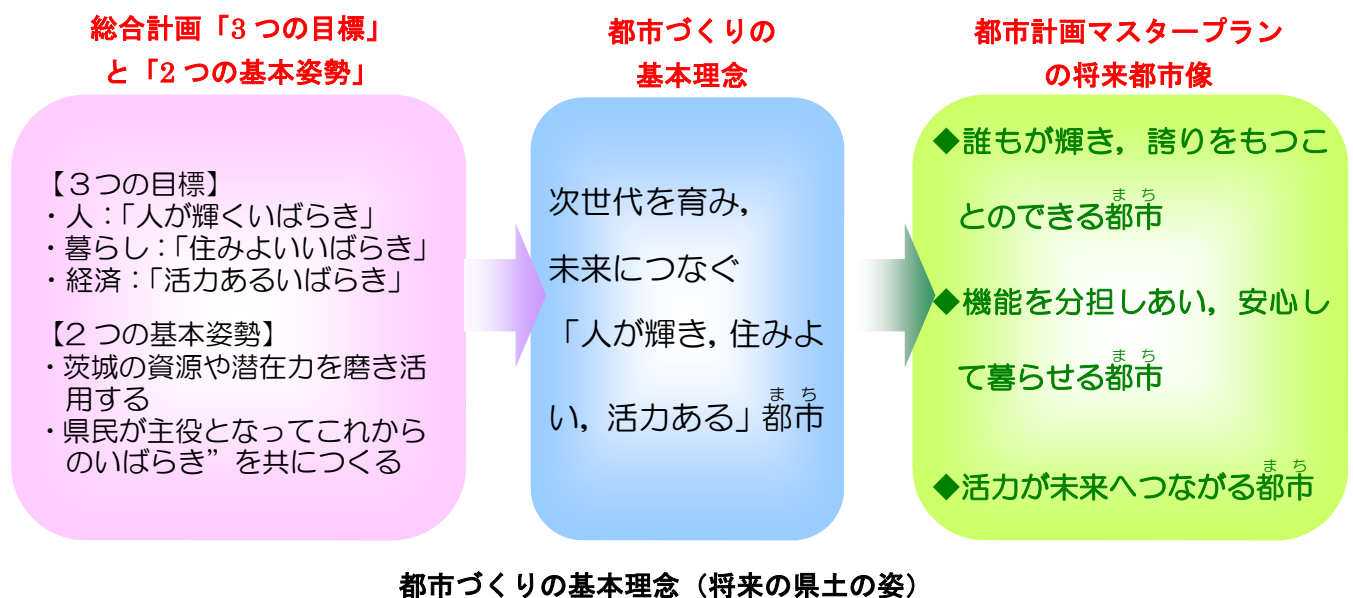
などが挙げられます。

このような背景を踏まえて、明日のいばらきづくりに取り組んでいく必要があります。



第2章 いばらきの将来の姿

新茨城県総合計画「元気いばらき戦略プラン」に示されている「3つの目標」と「2つの基本姿勢」を受け、3つの将来都市像を定めます。また、これが実現した県土の姿を『次世代を育み、未来につなぐ「人が輝き、住みよい、活力ある」都市』と定めます。



次世代を育み、未来につなぐ

「人が輝き、住みよい、活力ある」都市

誰もが輝き、誇りをもつことのできる都市

- 誰もが日々の生活や地域とのつながりにおいて、いきがいが感じられるまち
- 歴史や文化、自然などの地域資源を活用し、地域ブランドとして誇れるまち

機能を分担しあい、安心して暮らせる都市

- 商業、福祉、雇用の場などの都市機能が適正に配置され、役割分担し相互につながれた、安心して暮らせるまち
- 環境にやさしく、快適で質の高い暮らしができるまち

活力が未来へつながる都市

- 国際競争力のある産業基盤のつくられた活力のあるまち
- 人・もの・情報が活発に行き交い、多彩な交流が繰り広げられるまち

● 将来都市構造の視点 ●

本県の都市は、可住地面積^{*}も広いことから、中小都市が分散するとともに、市街化調整区域^{*}に人口の約3割が居住しているという特性を有しており、人口減少及び少子高齢化社会への対応や、低炭素型社会の実現、中心市街地の活性化といった様々な課題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、本県では、都市の集約化と、都市間あるいは都市と郊外集落との連携・交流を促進するとともに、自然環境との調和を図るため、以下の視点に基づいた将来都市構造を目指します。

【集約と連携】

～「コンパクトな都市」と「メリハリある地域^{注)}」の連携～

注)「メリハリある地域」とは、市街化調整区域^{*}等で都市計画制度の活用により、適正な土地利用が図られている地域。

①都市の集約化と活性化

- ・中核的な都市を中心とし、各々の都市の特性を活かした、高次都市機能^{*}の集積、経済や産業の活性化を進め、県の社会・経済を牽引する都市圏を形成します。

②地域^{注)}の個性ある発展と相互連携の強化

- ・地域資源を活かした個性あるまちづくりを進めるとともに、隣接する都市や地域^{注)}と連携し、都市機能を相互補完することで、魅力ある生活環境を創出します。

③連携と交流を支えるネットワークの構築

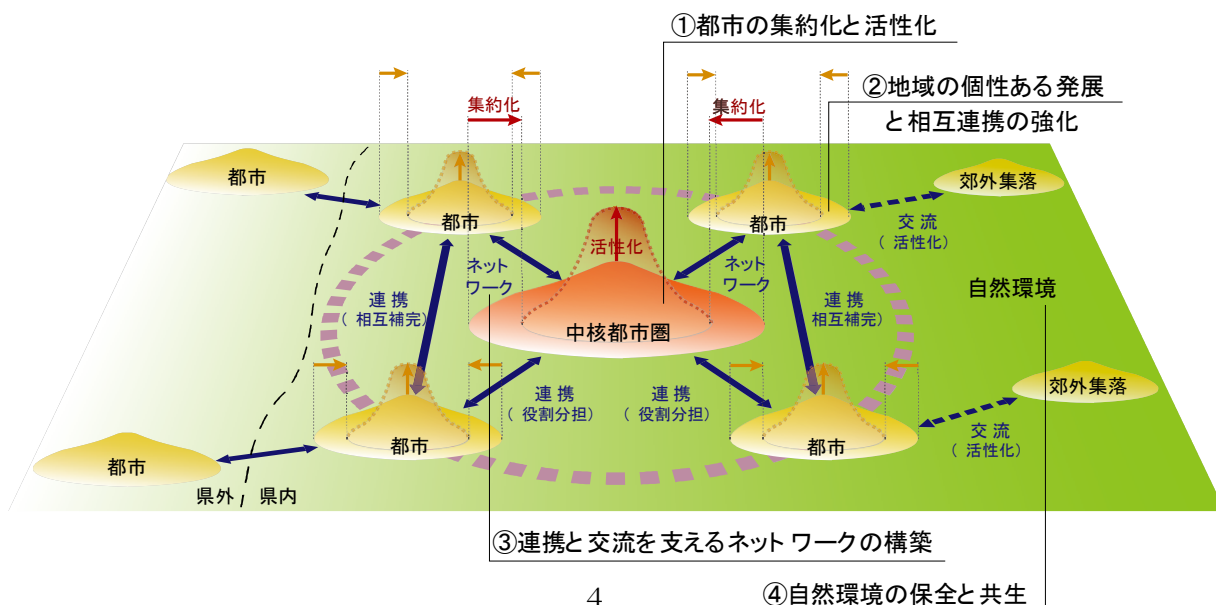
- ・都市間の連携や都市と地域^{注)}の交流を促進するため、広域交通網をはじめとするネットワークを構築していきます。

④自然環境の保全と共生

- ・豊かな自然環境と調和のとれた景観を保全するとともに、これらと共生することにより、多様性のある生態系を確保し、魅力ある地域づくりに活かしていきます。

注) ここでいう「地域」とは、中核的な都市以外の中小都市やそれらの周縁部の郊外集落を含む広い地域。

● 将来都市構造モデル ●



● 将来都市構造 ●

中核都市圏

以下の3つの中核的な都市圏が、それぞれの個性を十分に発揮しながら、県の社会・経済を牽引するとともに、それぞれが高次都市機能※を集積することにより、相互に補完できるような構造を構築します。

● 県都周辺圏

水戸・日立・ひたちなかなどの各都市が、それぞれの特性に沿って高次都市機能※を分担し、互いに連携することにより、複合的な中核都市圏を形成します。

● 研究学園都市圏

土浦・つくば周辺では、研究機関・先端産業や商業・業務の集積化とともに、良好な居住環境の整備を図り、首都圏における最先端科学技術の拠点として特徴的な中核都市圏を形成します。

● 臨海工業都市圏

鹿嶋・神栖周辺では、素材産業等の集積化とともに、周辺地域と調和した良好な居住環境の整備を図り、県の経済を牽引する産業拠点として中核都市圏を形成します。

生活拠点都市

日常生活を営む上で必要となる都市機能を確保するとともに、近隣都市間での連携を強化することで都市機能の相互補完をします。

けんさいれんけいとしぐん 県際連携都市群

生活拠点都市で、県内外の都市と連携し相互補完することにより、さらなる都市機能の強化を図ります。

広域連携軸※

縦軸となる常磐広域連携軸を主として、北・東関東広域連携軸と首都圏環状広域連携軸の横軸が結びつき、港湾や空港と連動することにより県内外をつなぐ広域連携ネットワークを形成します。

● 常磐広域連携軸

常磐線、つくばエクスプレス、常磐自動車道を中心として、東京からの放射状に伸びる軸で、首都圏と東北方面を南北に結ぶ広域連携軸※です。

● 東関東広域連携軸

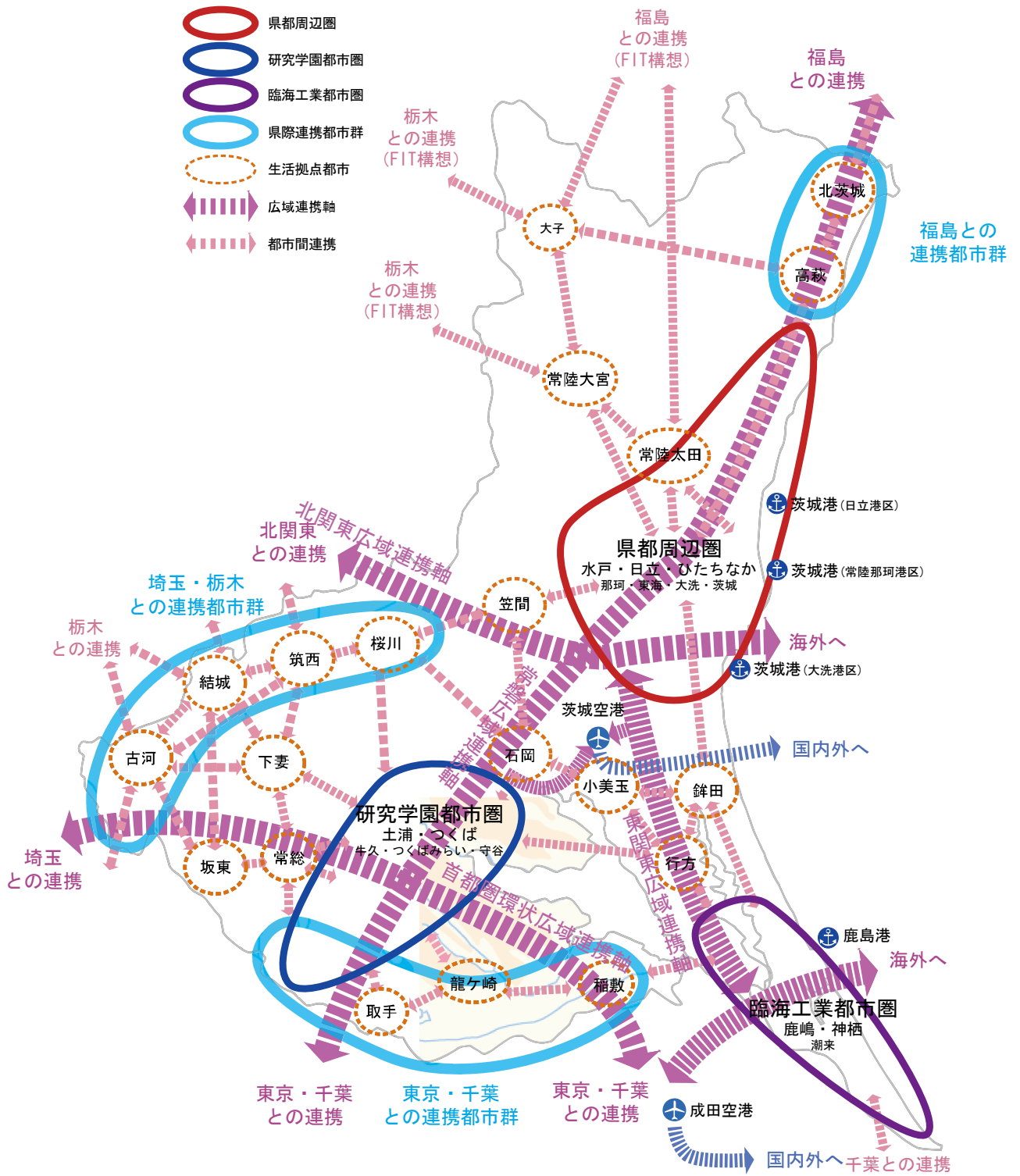
東関東自動車道水戸線を中心として、水戸と鹿行地域、千葉方面を結ぶ軸で、北関東広域連携軸と連続して横軸を形成します。

● 北関東広域連携軸

北関東自動車道を中心として、水戸と栃木・群馬方面を結ぶ軸で、東関東広域連携軸と連続して横軸を形成します。

● 首都圏環状広域連携軸

首都圏中央連絡自動車道を中心として、首都圏を環状に貫く軸で、本県では県南部や県西部と東京・千葉・埼玉方面を結ぶ横軸を形成します。



～都市・地域と広域連携ネットワーク～

水と緑のネットワーク

県内の広域的な自然的環境の骨格を形成する山地、緑地、河川、湖沼、海岸等をネットワーク化し、連続的な生態系や景観の形成を図るとともに、県民のレクリエーションや憩いの場となる自然的環境を体系的に保全・創出していきます。

● 水と緑の骨格軸*

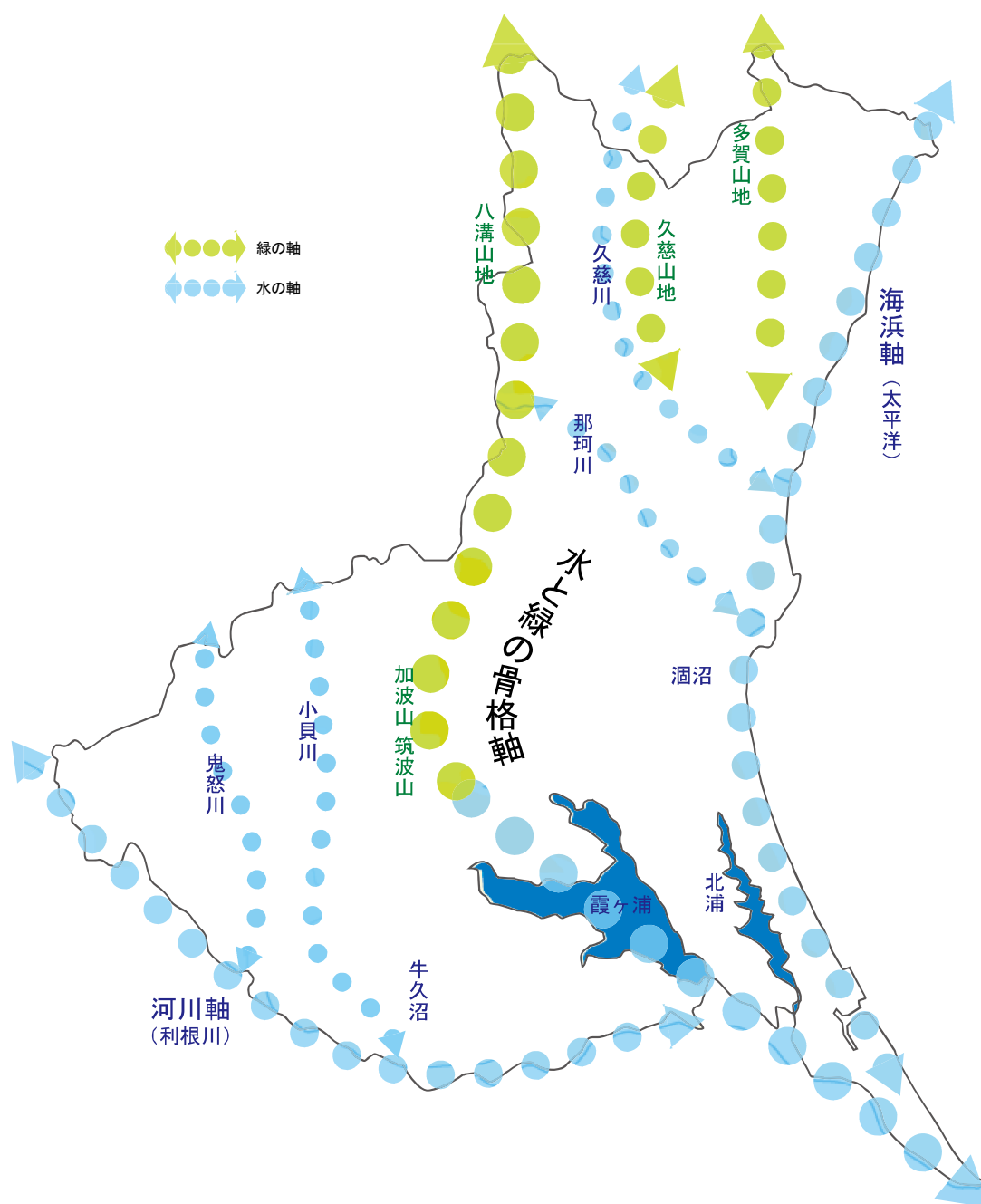
八溝山地～筑波山～霞ヶ浦という県中央を貫く水と緑の軸を「水と緑の骨格軸*」として位置づけ、県土における水と緑のネットワークの中心軸とします。

● 海浜軸

県土の東側に広がる太平洋の海岸線によって形成される軸で、久慈川や那珂川、多賀山地などに沿って枝軸が派生し、生態系や景観、県民の憩いの場などのネットワークを形成していきます。

● 河川軸

県土の南側に流れる利根川によって形成される軸で、鬼怒川や小貝川などに沿って枝軸が派生し、同じようにネットワークを形成していきます。



～水と緑のネットワーク～

第3章 都市計画の基本方針

都市計画区域^{*}に関する方針

①都市計画区域^{*}の指定

・市町村合併等により、合併後の行政区域において、線引き都市計画区域^{*}と非線引き都市計画区域^{*}が併存しています。線引き都市計画区域^{*}と非線引き都市計画区域^{*}が併存する市については、将来的に一つの都市計画区域^{*}となるよう、非線引き都市計画区域^{*}において特定用途制限地域^{*}制度などの活用による計画的な土地利用コントロールを検討します。

②広域都市計画区域^{*}等の指定

・広域交通網の発達、モータリゼーション^{*}の進展を背景に、県民の行動が広域化していることから、集約型都市構造^{*}を実現するために、都市機能の集約、連携、分担などを考慮した広域都市計画区域^{*}を維持していきます。

・都市計画区域^{*}外において、自然環境の保全など、土地利用の整序を行うために、必要に応じて準都市計画区域^{*}の指定を検討します。

区域区分^{*}に関する方針

①区域区分^{*}制度の活用

・人口減少・超高齢社会の到来を見据え、現在線引き^{*}を行っている都市計画区域^{*}においては、集約型都市構造^{*}を目指すために、現行の区域区分^{*}制度を維持します。

・非線引き都市計画区域^{*}においては、市街地の拡大の可能性などの変化が認められる場合には、区域区分^{*}制度の導入を検討します。

土地利用に関する方針

～市街地の土地利用に関する方針～

①コンパクトなまちづくり^{*}

・駅前など公共交通の利便性が高い地区においては、高齢者をはじめ、誰もが安全で快適に暮せるコンパクトなまち^{*}を目指すために、高度利用^{*}を進め、福祉・医療、商業など様々な都市機能の複合化や集約化を図ります。

②ゆとりある居住環境の創造

・郊外部や新市街地など、ゆとりある居住環境を形成する地区においては、良好な居住環境を保全するために、低層住居専用地域^{*}を配置します。

③産業や都市構造の変化に対応した工業系用途地域^{*}の見直し

・既存の工業団地等においては、産業構造や高速道路の開通など都市構造の変化に柔軟に対応するために、工業系用途地域^{*}の見直しを図ります。

④商業集積による活力と賑わいづくりと大規模集客施設^{*}への対応

・駅周辺や商業業務施設が集積している地区においては、利便性が高く賑わいのある地域拠点の形成を目指すために、街並みの連続性を維持していきます。また、大規模集客施設^{*}については、まちづくり3法^{*}を踏まえ、立地が可能となる用途地域^{*}への誘導を図ります。

⑤地区計画^{*}の活用による良好で質の高い市街地の形成

・住宅系市街地においては、潤いのある質の高い居住環境等の形成を図るために、地区計画^{*}制度を活用します。

⑥ 貴重な自然環境の保全

・市街地に残されている樹林地においては、緑豊かな市街地の形成を目指すために、風致地区[※]制度などにより緑の保全を図ります

⑦ 未利用地の整序

・都市的利用がされていない一団の土地においては、早期の市街化を促進するために、土地区画整理事業[※]や地区計画[※]制度等を活用します。

⑧ 市街化調整区域[※]への編入（逆線引き[※]）

・市街化区域[※]において、市街地形成の見込みがなく、当分の間、営農などが継続されることが確実な一定規模以上の農地については、農林漁業との健全な調和を図るために、市街化調整区域[※]への編入を検討します。

～市街地外の土地利用に関する方針～

●市街化調整区域[※]の方針

① 恵まれた田園環境の維持

・農業生産基盤であると同時に水源のかん養[※]、環境保全、景観形成機能などの多様な機能を有する田園地域においては、農用地の維持・保全に配慮しながらその環境を維持します。

② 豊かな自然環境の保全と風致の維持

・自然的景観を維持すべき地区や動植物の生息地においては、県民の健全な居住環境を維持するために、風致地区[※]制度、特別緑地保全地区[※]制度などを活用します。

③ 区域指定[※]制度の活用

・集落が形成されている既存集落においては、集落の維持・活性化を図るために、区域指定[※]制度を活用します。

④ 地区計画[※]制度の活用による産業基盤づくり

・既存集落や高速道路のIC[※]周辺においては、生活利便施設の集約、既存集落の維持・活性化及び適正な産業の誘導を図るために、地区計画[※]制度を活用します。

しろじちいき

●白地地域[※]の方針

① 恵まれた田園環境の維持

・農業生産基盤であると同時に水源のかん養[※]、環境保全、景観形成機能などの多様な機能を有する田園地域においては、農用地の維持・保全に配慮しながらその環境を維持します。

② 豊かな自然環境の保全と風致の維持

・樹林地、河川、湖沼などの良好な自然的景観を維持すべき地区や動植物の生息地においては、県民の健全な居住環境を維持するために、風致地区[※]制度、特別緑地保全地区[※]制度などを活用します。

③ 特定用途制限地域[※]等の活用

・用途地域[※]の指定のない地域においては、良好な田園環境の形成をより効果的に実現するために、特定用途制限地域[※]制度等を活用します。

④ 地区計画※制度の活用

・既存集落や高速道路のIC※周辺においては、生活利便施設の集約、既存集落の維持・活性化及び適正な産業の誘導を図るために、地区計画※制度を活用します。

都市施設※整備に関する方針

～交通体系～

① 広域連携軸※の形成

・県内外を結び広域的な交通ネットワークを形成するために、広域連携軸※を構成する高規格幹線道路※、鉄道の整備、維持・活用や国内外の玄関口となる港湾、空港との連携強化を図ります。

② 都市間を結ぶ交通体系の整備

・生活の基盤となる生活道路の整備を推進するために、分散する都市間の連携・交流の基盤となる主要な幹線道路の整備や鉄道、高速バス路線などを効果・効率的に活用した総合交通体系の構築を推進します。

③ 誰もが移動しやすい交通施設等のバリアフリー※化の推進

・歩道や交通結節点※においては、高齢者をはじめ、誰もが安全に移動しやすくするために、主要な交通施設等のバリアフリー※化を図ります

④ 円滑で環境にやさしい交通社会の構築

・渋滞の緩和、環境負荷の低減及び合併市町村内の連携強化を目指して、歩行者や自転車主体の交通空間の整備や、パーク・アンド・ライド※等の交通需要マネジメント※（TDM）の活用、BRT※などによる公共交通の充実、ITS※の導入等を推進します。

⑤ 都市計画道路の見直し

・長期に渡り未整備の都市計画道路については、都市構造の変化への対応や、交通量の検証、道路整備上の課題や代替路線の有無などについて検証し、廃止を含めた必要な見直しを市町村と連携を図りながら実施します。

～下水道及び河川～

●下水道等

① 生活環境の向上と水質の保全

・生活排水ベストプラン※により、人口減少を踏まえた施設の適切な役割分担を検討し、県民の生活環境の向上と、湖沼・河川の水質保全を図るために、公共下水道※、流域下水道※、農業集落排水施設※、合併処理浄化槽※等の整備を促進します。

② 都市水害の抑制

・都市水害等を抑制するために、雨水排水路や調整池の整備、浸透枿・透水性舗装等の貯留浸透施設※の整備を推進します。

●河川

① 治水性・防災性の向上

・県民の生命と財産を守るために、河川整備等による治水機能の向上とあわせて、適正な管理を行います。

② 河川環境の保全・再生

・生物の生息空間としての河川環境、水質の保全及び環境学習への支援を図るとともに、県民の憩いやレクリエーションの場として、良好な親水空間や河川景観の形成を図ります。

～その他の都市施設*～

① 広域的な処理体制を基本に循環型社会*を目指した廃棄物処理施設の整備

・人口減少を踏まえ、適切な役割分担を検討しながら、効率的なごみの処理を図るために、市町村間の広域的な処理体制の確立を促進します。

・循環型社会*を目指して、生活環境などに配慮した民間の廃棄物処理施設の適切な立地を誘導するほか、既存のリサイクル施設*、ごみ処理施設*、最終処分場*の施設における周辺環境に配慮した適正な処理体制を促進します。

② 火葬場*、墓園*、市場*などの都市施設*の整備

・火葬場*、墓園*、市場*などの都市施設*については、市町村間の広域的な連携を促進します。

市街地開発事業*に関する方針

① 都市再生を目指した市街地開発事業*の活用

・市街地の整序や防災性の向上、未利用地の有効活用が必要な箇所において、中心市街地等の都市の再生を目指して、市街地開発事業*の活用を図ります。

② 広域交通ネットワークに対応した市街地開発事業*の活用

・つくばエクスプレスや高速道路網の整備に伴い、これらの広域交通ネットワーク周辺部を中心とした区域において、秩序ある産業集積や宅地開発を誘導できるように、必要に応じて土地区画整理事業*などの市街地開発事業*を活用し、良好な市街地の早期形成を図るとともに、計画的な工業団地の整備を進めます。

③ 土地区画整理事業*の見直し

・長期にわたり未着手の土地区画整理事業*については、早期市街化を図るために、事業採算性等を考慮した区域の見直し、公共施設の整備水準見直しなどについて検討し、住民との合意形成を図りながら、地区計画*制度等を活用したまちづくりを促進します。

自然的環境の整備又は保全に関する方針

① 水と緑のネットワークの形成

・水と緑の骨格軸*を中心に、水と緑の連続する景観の形成、動植物の生息地の保全、緑化の推進、水質浄化及び環境学習への支援を図り、県民の憩いの場となる広域的な水と緑のネットワークを形成していきます。

② 潤いある都市環境・景観と快適な生活環境の形成

・潤いのある都市環境・景観を形成するために、県民の憩いやレクリエーションの場となる総合公園や広域公園などの都市公園*の適正配置や、社寺林*、屋敷林*、平地林*、河川、湖沼などの身近な緑地・水辺の保全を図ります。

③ 防災機能等を有する公園・緑地・河川の整備

・公園・緑地、樹林帯及び河川敷において、災害時の避難や防災活動の拠点、延焼遮断や防風・防音効果及び避難や輸送ルートとしての防災機能等を考慮した整備を進めます。

④ 森林等の保全

・水源のかん養*や二酸化炭素の吸収などの機能を持つ森林においては、林業等との調和を考慮しながら、適正に保全・管理します

中心市街地に関する方針

① 中心市街地の魅力の向上

・住宅や公的施設がバランス良く配置され、複合的な機能を有する生活利便性の高い中心市街地においては、既存のストックを活用し、商業地域の集約化、ソフト施策*等の実施により、美しく賑わいのある都市空間の形成を図り、活性化を図ります。

・都市的利用がされていない一団の土地や工場跡地においては、中心市街地活性化のために用途地域*の見直しや市街地再開発事業*の実施、地区計画*制度の導入を検討します。

② 歩いて暮らせる街なか居住*の推進

・徒歩や自転車ですら日常生活できるような居住環境を形成するために、都市機能の集約を図り、街なか居住*を推進します。

③ 都市基盤の確保

・市街地における良好な生活環境を確保するため、道路や上下水道等の都市基盤施設の整備・維持補修や公益施設*の整備を行います。

④ アクセシビリティ*の向上

・中心市街地のアクセシビリティ*の向上を図るために、公共交通の充実、駐車場・駐輪場の確保、自転車用道路の整備、交通結節点*のバリアフリー*化等を図ります。

⑤ 防災性の向上

・市街地の防災性能の向上を図るために、防火地域*の指定、市街地開発事業*、無電柱化等を図ります。

農山村地域との連携・共生に関する方針

① 田園・里山環境の維持・保全

・田園や里山などの近自然的^{*}な環境は、水源のかん養^{*}や二酸化炭素の吸収などの機能を有しており、都市との交流や地域の活性化を進める上で貴重な資源でもあります。これらの資源を維持・保全するために、農林業や景観との調和を考慮しながら開発を抑制し、保全に努めます。

② 都市と農山村との連携・共生による地域の活性化

・次世代の育成や都市と農山村との連携・共生による人・物・情報の交流を深めるために、自然環境や農村文化などの地域資源を活かしたグリーンツーリズム^{*}やエコツーリズム^{*}などの体験型観光や環境教育の充実を支援します。

・農山村において、都市と農山村の二地域居住^{*}による人口の定着など地域の活性化を図るため、道路などの生活基盤を確保しながら、関係機関との連携により、地域資源を活かした新しい産業の振興や景観形成による魅力ある地域づくりを促進します。

・高齢化が進行している地域においては、農山村から都市へのアクセス性^{*}を向上するために、地域のニーズに応じた公共交通の維持・確保に努めます。

総合的なまちづくりに関する方針

① 集約化に向けた動機付け

・市街地の集約化を誘導するために、地域の実情を踏まえたうえで、必要に応じ、市街化区域^{*}や用途地域^{*}が指定された地域への公共投資の優先や、これらの地域における安全・安心な暮らしにかかる情報を発信するなどのインセンティブ^{*}を検討します。

② 個性ある魅力的なまちづくりの推進

・個性ある魅力的なまちづくりを推進するために、地区計画^{*}、景観計画^{*}及び歴史的風致維持向上計画^{*}などを活用し、地域の歴史・文化・景観を活かした都市施設^{*}の整備などのハード事業、潤いと魅力をもたらすソフト事業を行うなど、総合的なまちづくりを推進します

・都市再生や中心市街地の活性化が必要な都市においては、計画的で効果的な事業の推進を図るために、都市再生整備計画^{*}や中心市街地活性化基本計画^{*}などを活用します。

③ まちづくりへの住民参加の促進

・県民主体のまちづくりを実現するために、P I^{*}による計画・構想の策定、社会実験^{*}による事業効果の検討、アダプトプログラム^{*}による整備・管理への参加及び地域の維持管理を行うエリアマネジメント^{*}を促進します。

④ 民間活力の導入

・官民が連携して効率的なまちづくりを進めていくために、P F I 方式^{*}等による事業の推進、まちづくり会社^{*}や指定管理者制度^{*}の導入を図ります。

第4章 ゾーン別の基本方針

県北山間ゾーン



◆豊かな自然環境を活かした新たな交流空間の形成と農林業等の振興

豊かな自然環境を活かした新たなライフスタイルの発信や交流・二地域居住[※]を推進するとともに、地域特性を活かした農林水産業や地場産業の振興を図り、魅力ある地域を形成します。

◆生活環境基盤の充実による安全・安心で快適な生活圏の形成

過疎や高齢化が進行する地域においては、保健・福祉・医療の充実や下水道等の整備を推進するとともに、周辺都市とを結ぶ幹線道路や生活に密着した道路の整備など生活環境基盤の充実により、安全・安心で快適な生活圏を形成します。

◆首都圏を代表するグリーンツーリズム[※]交流空間の形成

豊かな自然、温泉など多様な地域資源を活かしたグリーンツーリズム[※]の推進や周遊型観光ネットワークの形成により、多様な交流が実現できる観光レクリエーション地域の形成を目指します。

県北臨海ゾーン



◆我が国を先導する先端産業や競争力あるものづくり産業地域の形成

日立市、東海村、那珂市、ひたちなか市などにおいては、大強度陽子加速器[※](J-PARC[※])等を活用して我が国を先導する先端産業地域の形成を目指すとともに、日立地区におけるものづくり企業の集積を活かし、競争力ある産業地域の形成を目指します。

◆広域交通ネットワークを活かした快適で安全な活力ある臨海都市圏の形成

常磐自動車道、北関東自動車道、常磐線、茨城港[※]などの広域交通ネットワークを活かし、日立・ひたちなか・那珂地区などへの国際競争力のある産業の集積の促進を図るとともに、安全で快適に暮せる生活基盤の整備を進め、活力ある都市圏の形成を目指します。

◆ブルーツーリズム[※]等を活かした首都圏を代表する海洋交流空間の形成

北茨城市、高萩市などにおいては、豊かな海や変化に富んだ海岸線などの資源を活用したブルーツーリズム[※]などの周遊観光を推進し、魅力ある観光交流空間の形成を目指します。

県央ゾーン



◆県都水戸を中心とした活力にあふれる安心・快適な中核都市圏づくり

県都水戸を中心とする地域においては、商業・業務、医療・福祉などの高次都市機能*の充実など北関東の発展を先導する活力ある中核都市圏づくりを進めるとともに、周辺地域においては、県都水戸との近接性や利便性を活かし豊かな自然と共生した生活圏づくりを進めます。

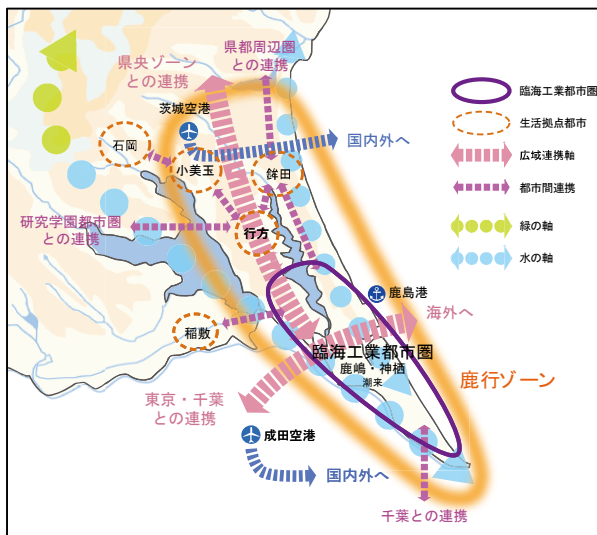
◆広域交通ネットワークを活かした産業・物流拠点の形成と地域産業の振興

北関東自動車道や茨城空港などの広域交通ネットワークを活用した新たな物流・産業拠点の形成や周遊観光を促進するとともに、地域特性を活かした野菜、花卉、果樹などの農業や地場産業の振興を図り、活力あふれる産業圏の形成を目指します。

◆歴史文化等を活かした観光交流空間の形成

水戸市や大洗町などの歴史文化や海・港を活かした首都圏を代表する観光交流空間の形成を目指します。

鹿行ゾーン



◆国際競争力のある工業地帯の形成と快適で質の高い居住環境の整備

鹿島臨海工業地帯においては、国際競争力のある一大産業拠点の形成を目指すとともに、産業拠点形成にふさわしい快適で質の高い居住環境の形成を目指します。

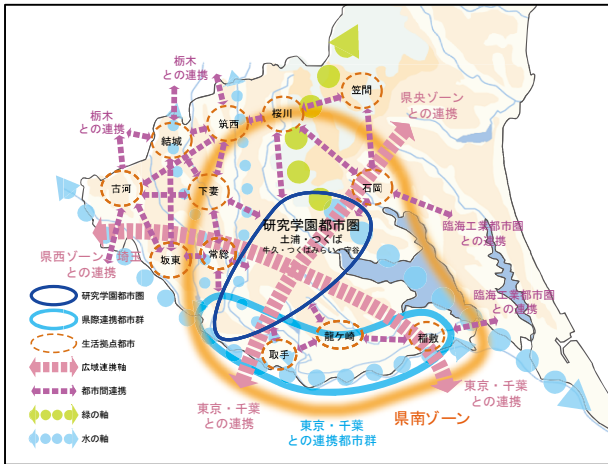
◆自然・文化・スポーツを活かした観光レクリエーション地域の形成

本県を代表する水郷潮来、鹿島灘、利根川、霞ヶ浦などの自然環境、鹿島神宮などの文化資産、また、地域に根付くスポーツなど多様な地域資源を活かした観光レクリエーション地域の形成を目指します。

◆首都圏の多様なニーズに応える食料供給基地の形成

鉾田市や行方市においては、首都圏近郊という地理的条件と肥沃な土地を活かして、生産性の向上や農産物のブランド化を進め、首都圏の食料供給基地の形成を目指します。

県南ゾーン



◆東京圏※と交流する活力ある都市圏の形成

つくばエクスプレス沿線地域においては、自然と都市的快適さが調和した魅力あるまちづくりを促進し、常磐線沿線地域においては、駅周辺を中心に都市機能の再編による市街地の活性化や良好な居住環境の形成を促進するとともに、文化芸術の持つ創造性、歴史的資源などを活かし、東京圏※と交流する活力ある都市圏の形成を目指します。

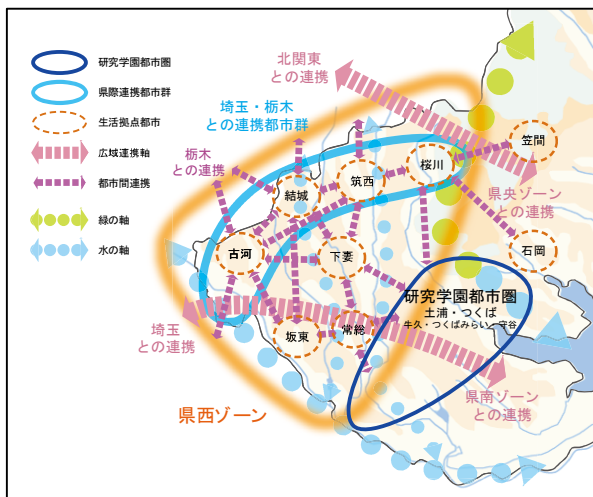
◆つくばの科学技術、成田国際空港や首都圏中央連絡自動車道を活かした産業・研究拠点の形成と、豊富な資源の活用による農業等の振興

つくばの最先端科学技術の集積を活かした産学官連携による新事業・新産業の創出と研究機能の充実や、首都圏中央連絡自動車道などの広域交通ネットワークの整備による新たな産業拠点の形成を図るとともに、豊富な資源の活用による農業等の振興を図ります。

◆筑波山や霞ヶ浦の自然環境を活かした多様な交流空間の形成

筑波山や霞ヶ浦などの自然環境を活かしたレクリエーションや観光などの交流空間形成を図ります。

県西ゾーン



◆活力ある産業拠点と日本を代表する大規模野菜産地の形成

首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道などの整備効果を活かした流通・業務拠点の形成や、伝統的な地場産業を主とした産業の振興・活性化を図るとともに、高品質な青果物の安定供給とブランド化を推進し日本を代表する大規模野菜産地の形成を目指します。

◆田園空間と都市機能が調和した快適な都市圏の形成

首都圏中央連絡自動車道、北関東自動車道、筑西幹線道路やつくばエクスプレスなどの交通体系の整備とあわせ、東京圏※との近接性向上を活かし、田園空間と都市機能が調和した快適な都市圏の形成を目指します。

◆自然、歴史・文化を活かした交流空間の形成

筑波山周辺の景観や、街並みなど歴史的資源、ロケ地など特色ある地域資源を活用し、首都圏の身近な交流空間の形成を目指します

＜用語解説＞

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B | BRT | バス高速輸送システム(Bus Rapid Transit)の略。バス専用車線や連節バスなどを用いた都市輸送システムのこと。 |
| I | IC | 主として自動車専用道路相互、あるいは、自動車専用道路とを連絡路(ランプ)により接続する道路施設。 |
| | ITS | Intelligent-Transport-systems の略。道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に最先端の情報通信技術等を用いて、人・道路・車両を一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムのこと。 |
| J | J-PARC | 大強度陽子加速器を参照。 |
| P | PFI方式 | Private Finance Initiative の略。公共の建物や道路など公共部門が実施していた社会資本整備を民間事業者にゆだねる手法。 |
| | PI | Public Involvement の略。「市民参画」または「住民参画」と訳される。政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法。 |
| あ | アダプトプログラム | 「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動等の美化活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。 |
| | アクセス性 | ここでは到達のしやすさを示す。 |
| い | 市場 | 都市計画法において「都市施設」として位置づけられており、建築基準法51条の卸売市場に該当する。 |
| | 茨城県都市計画マスタープラン | 茨城県の県土全体の都市づくりの基本方針を示すもので、都市計画区域マスタープラン並びに市町村都市計画マスタープランを策定する際の指針となるもの。 |
| | 茨城港 | 茨城県北部の重要港湾。2008年12月に旧日立港、常陸那珂港、大洗港の3港を統合する形で発足した。 |
| | インセンティブ | 人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激のこと。 |
| え | エコツーリズム | 地域の環境や生活や文化を破壊せずに自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的に行う旅行や滞在型観光等を指す。 |
| | エリアマネジメント | 一定の地域における地域住民、地権者に身近な安全・安心・美しさ・豊かさその他の地域における居住環境・市街地環境の維持・向上・管理を実現していくための地域住民等による様々な自主的取り組み。 |
| か | 可住地面積 | 居住地に転用可能な既に開発された面積の総計で、以下の式で定義される。可住地面積＝総面積－(林野面積＋主要湖沼面積) |
| | 火葬場 | 遺体を火葬するための施設。都市計画法において「都市施設」として位置づけられている。 |
| | 合併処理浄化槽 | 主として、公共下水道や農・漁業集落排水施設の整備が困難な地域において、台所やお風呂の生活雑排水を、トイレの排水とあわせて処理する浄化槽のこと。 |
| き | 逆線引き | 市街化区域から市街化調整区域に編入すること。 |
| | 近自然的 | 原生自然ではなく、人為が加わっている「自然に近い状態」のこと。 |
| く | 区域区分 | 市街化区域と市街化調整区域の区分。 |
| | 区域指定 | 「開発行為の許可等の基準」の一つの制度で、市街化調整区域内において指定された区域内であれば、居住要件等を問わず住宅や共同住宅等が建築できる。 |
| | グリーンツーリズム | 広義には「都市と農村の交流」のことをいい、狭義には農場で休暇を過ごすことを意味する。 |
| け | 景観計画 | 景観法に基づき、景観計画区域内の建築等に関して形態、色彩、意匠などに関する届出・勧告による規制を行うことを定める計画。住民が提案をすることもできる。 |
| こ | 広域都市計画区域 | 複数の市町村で構成される都市計画区域。 |
| | 広域連携軸 | 本マスタープランでは、県内外との連携を支える広域的な交通ネットワーク(主要な鉄道、高速道路等)をさす。 |
| | 公益施設 | 不特定多数の人々が日常生活をするうえで必要となる公益的な役割を持つ施設のこと。 |
| | 耕作放棄地 | 1年以上作付けされず、今後数年も作付けする考えのない土地。 |
| | 高規格幹線道路 | 全国的な高速自動車交通網を構成する自動車専用道路。 |
| | 工業系用途地域(工業系用途) | 12種類の用途地域のうち、以下の3種類が該当する。①準工業地域、②工業地域、③工業専用地域 |
| | 公共下水道 | 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもののこと。 |

| | | |
|---|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 高次都市機能 | 中核都市としての役割や周辺市町村を含めた広域圏を対象とする施設集積による、教育、文化、医療、行政、産業情報等の諸機能。 |
| | 交通結節点 | 異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。鉄道駅や路面電車等の軌道駅やバスターミナルなど。 |
| | 交通需要マネジメント | 主に自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルでの交通渋滞を緩和する手法。パーク・アンド・ライド等による公共交通機関の利用促進や時差出勤の実施など。TDM (Transportation Demand Management) ともいう。 |
| | 高度利用 | 指定された容積率を有効に活用すること。 |
| | 交流・二地域居住 | 都市住民が多様なライフスタイルを実現する手段の一つとして、農山漁村地域等において、中長期的・定期的・反復的に滞在することなどにより、当該地域との一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。 |
| | ごみ処理施設 | ごみを処理する施設。廃棄物処理法においては、一般廃棄物処理施設のうち、1日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設等をいう。 |
| | コンパクト、コンパクトなまちづくり(コンパクトなまち) | 計画的な土地利用規制や中心市街地の活性化等の施策により都市機能の拡散を抑えたまちづくり(まち)。 |
| さ | 最終処分場 | リユース(再利用)やリサイクル(再資源化)ができない廃棄物を埋め立て処分する場所。 |
| し | 市街化区域 | すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 |
| | 市街化調整区域 | 都市計画法に基づいて定められる「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域では基本的に開発行為は制限されている。 |
| | 市街地開発事業 | 都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業であり、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の7事業が該当する。地方公共団体等が、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的としている。 |
| | 市町村都市計画マスタープラン | 市町村が都市計画法に基づいて策定する、都市の将来像とその実現方を体系的・総合的に示す基本的な計画をいう。 |
| | 指定管理者制度 | 委託先が市の出資法人や公共的団体等に限定されていた地方自治体の「公の施設」の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることを可能とする制度。 |
| | 社会実験 | 新たな制度や技術などの施策を導入する際、場所と期間を限定して試行することで、有効性を検証したり問題を把握し、時にはその施策の本格導入を見送るかを判断する材料とする。 |
| | 社寺林、屋敷林、平地林 | 鎮守の森の樹林や農家の庭先の樹木、雑木林などの緑。 |
| | 集約型都市構造 | 都市圏内の一定の地域を集約拠点として位置付け、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。 |
| | 循環型社会 | 製品等が廃棄物となることを抑制し、または廃棄物を適正にリサイクルすることによって環境への負荷をできる限り軽減する社会。 |
| | 準都市計画区域 | 都市計画区域外において、土地利用の整序のみを目的とした区域を市町村が指定する制度。 |
| | 白地地域 | 市街化区域と市街化調整区域に区分しない都市計画区域であって、用途地域の定めのない地域。 |
| | す | 水源のかん養 |
| せ | 生活排水ベストプラン | 家庭から出る排水を浄化する施設としては、下水道(所轄:国土交通省)農業集落排水施設・漁業集落排水施設(所轄:農林水産省)、合併処理浄化槽・コミュニティプラント(所轄:環境省)など様々なものがある。生活排水対策を早期に達成するために、それぞれの施設の特徴を踏まえて、効果的に整備をするためのマスタープランのこと。 |
| | 線引き・線引き都市(線引き都市計画区域) | 市街化区域と市街化調整区域の区分(線引き)がある都市(都市計画区域)をいう。 |
| そ | ソフト施策 | 施設整備などのハード施策に対して、イベント開催といった運営・組織・システムなどを活用した施策のこと。 |
| た | 大規模集客施設 | 床面積10,000㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等をいう。都市計画法では「特定大規模建築物」と定義される。 |
| | 大強度陽子加速器(J-PARC) | 日本原子力研究開発機構と高エネルギー加速器研究機構が共同で東海村に建設を進めている世界最高性能の研究施設で、中性子等を利用した物質の構造解析等が行え、物質科学や生命科学等の様々な分野の研究を飛躍的に発展させることが期待されている。 |
| ち | 地区計画 | 建築物の形態や公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するための計画を定める制度。 |

| | | |
|---|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 中心市街地活性化基本計画 | まちづくり3法（中心市街地活性化法，改正都市計画法，大規模店舗立地法）を踏まえて，市町村が市街地の整備改善と商業振興を一体的に進めるための基本計画。国はその計画に沿って支援を行う。 |
| | 貯留浸透施設 | 地上に降った雨を一時的に貯留し，地下に浸透させることにより，河川への流出量を低減するとともに，河川の水辺環境や水利用に必要な水量の供給に寄与する施設の総称。 |
| て | 低層住居専用地域 | 用途地域的一种で，第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域があり，主として，低層住宅にかかる良好な住居の環境を保護する地域。 |
| と | 東京圏 | 東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県の一都三県の地域。 |
| | 特定用途制限地域 | 用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）において，その良好な環境の形成や保全のために，特定の用途の建築物などを制限する地域。 |
| | 特別緑地保全地区 | 都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち，市町村が都市計画に「地域地区」のひとつとしてその区域を定めた緑地。神社，寺院等と一体となって文化的意義を有するもの，風致・景観が優れ，地域住民の生活環境として必要なもの，動植物の生息地または生育地で保全する必要があるものなどが設定される。 |
| | 都市計画区域 | 都市計画法に基づき，市又は一定規模以上の町村において，一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県が指定する区域。 |
| | 都市計画区域マスタープラン | 市町村界を超える広域的な観点から，都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めるもの。 |
| | 都市公園 | 都市計画法に基づき，国，都道府県，市区町村が設置・管理している公園で，遊園地などは含まれない。 |
| | 都市再生整備計画 | 都市再生特別措置法に基づき都市再生を目的として市町村が策定する計画で，まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載する。 |
| | 都市施設 | 道路，公園等，都市の骨格を形成し，円滑な都市活動を確保し，良好な都市環境を保持するための施設。 |
| | 土地区画整理事業 | 都市計画区域内で公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる，土地の区画品質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。 |
| | に | 二地域居住 |
| の | 農業集落排水施設 | 農業集落におけるし尿や生活雑排水等の污水，又は雨水を処理する施設。 |
| は | パーク・アンド・ライド | 自宅から自家用車で最寄りの駅やバス停まで行き，車を駐車させた後，バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。 |
| | バリアフリー | 歩道の段差解消や勾配の解消を図り，高齢者や障害者の日常生活の妨げになる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。 |
| ひ | 非線引き都市（非線引き都市計画区域） | 市街化区域と市街化調整区域の区分がない都市（都市計画区域）をいう。 |
| ふ | 風致地区 | 都市計画法に基づく地域地区の一種で，自然の景勝地，公園，沿岸，緑豊かな低密度住宅地等に対して，都市の風致を維持するために定められる。 |
| | ブルーツーリズム | グリーンツーリズムが農村との交流や農村での滞在を指すことに対し，漁村との交流や漁村での滞在を指す。 |
| へ | 平地林 | 社寺林，屋敷林，平地林，斜面林を参照。 |
| ほ | 防火地域 | 都市計画法により，都市防災上の観点から建物の構造に制限を定める地域。 |
| | 墓園 | 墳墓を設けるために都道府県知事の許可をうけた区域である「墓地」と一体となった施設の区域。都市計画法において「都市施設」として位置づけられている。 |
| ま | まちづくり会社 | まちづくりや地域振興などを目的として設立される公共性が高い会社のこと。 |
| | まちづくり3法 | 都市計画法，中心市街地活性化法，大規模小売店舗立地法のこと。 |
| | 街なか居住 | 中心市街地などの都市機能が集積する「街なか」に居住することにより，徒歩圏で日常生活がおくれるライフスタイルのこと。 |
| み | 水と緑の骨格軸 | 本マスタープランでは，八溝山～筑波山～霞ヶ浦という県中央を貫く大規模な山林や湖沼が連続している地帯をさす。2-2（2）を参照。 |
| も | モータリゼーション | 自動車の大衆化，即ち「生活必需品としての自動車の普及」という意味。 |
| や | 屋敷林 | 社寺林，屋敷林，平地林，斜面林を参照。 |
| よ | 用途地域 | 都市計画法に基づく地域地区の一種で，目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。 |
| り | リサイクル施設 | リサイクル（再資源化）できる廃棄物から資源を抽出する施設。 |
| | 流域下水道 | 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて，これを排除し，及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で，2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり，かつ終末処理場を有するものをいう。 |
| れ | 歴史的風致維持向上計画 | 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が公布され，市町村が策定した「歴史的風致維持向上計画」について，文科・農水・国交の三省は共同で歴史的まちづくりを進める市町村を認定する制度が導入された。これによって，市町村が歴史的風致を形成する建造物を指定し，届出制や勧告制を導入することで歴史的風致を保全する仕組みが整備できた。 |